

10/20
五・旗



勝利判決を喜び合う原告団と支援者ら=19日、横浜地方裁判所前

2013年8月からの国による生活保護費削減は憲法25条(生存権)と生活保護法に違反するとして、神奈川県内の生活保護利用者46人が国や自治体を相手に削減処分の取り消しなどを求める「神奈川生存権裁判」の判決が19日、横浜地裁でありました。岡田伸太裁判長は「生活保護費削減は厚生労働相の裁量権を逸脱し、生活保護法に違反す

生活保護削減は違法

横浜地裁 取り消し命令は4例目

る」と判断し、処分の取り消しを命じました。

基準は健康で文化的で最低限度の生活を維持するため70億円を削減しました。

→生運の声明の面に十分でなければならないと指摘。その上で、専門家と指摘。その結果も重大なとの議論を経ない「手づけ」の調整に、今回の勝

訴訟が利用世帯の96%と比べて、それが及ぶもので、減額幅も大きいと指摘。「その結果も重大相の判断は「統計等の客観的な数値などを合理的に評議いたしました。

連性を欠く」と述べました。

同様の訴訟は29都道府県の具體化に関する判断の過程は13~15年、ナフシで起きたおり、処分取

裁判長は「生活保護費削減程に過誤、欠落がある」という物価下落などを反映され取り消しを命じたのは大阪、神戸、熊本、東京の3地裁に続きます。また、判決は、生活保護費、最大10%の生活保護費

10/20
五、71

減額保護費 国は支払え

判決受け全生連

るとして減額処分取り
消しと賠償を求めたも
の。

全生連は声明で、同
判決を「全國29都道
県の1000人近い原
告がたたかっている

全国生活と健康を守
る会連合会（全生連・
吉田松連会長）は19日、

「生活保護基準引き下

げ違憲訴訟」で原告が

勝訴した横浜地裁判決

を受けて、「国は判決

に従い、減額した保護

費を支払い、保護世帯

を救済せよ」とする声
明を出しました。

同訴訟は、神奈川県

の生活保護利用者48人

（提訴時）が、国によ

り2013年8月から

3回にわたる生活保護

費減額は、生存権を保
障した憲法25条に反す

を表明しています。

国に対し、「相次ぐ生

活保護減額取り消しの

判決を重く受け止め、

処分の違法を認めて控

訴を断念して判決を確

定させ、直ちに減額処

分を受けたすべての世

帯に減額した保護費を

支払うことを強く要

求める」と述べた。

その上で、「厚生

田政権が進める新自由

主義による社会保障削

減路線を転換せざるた

めに奮闘する」と決意